

## 「表現の不自由展・その後」の展示中止及び補助金不支給決定に関する会長声明

2020年（令和2年）1月31日

兵庫県弁護士会  
会長 堺 充 廣

- 1 大村秀章愛知県知事が会長を務める「あいちトリエンナーレ実行委員会」主催の企画展「表現の不自由展・その後」は、過去に公的施設などで展示が許されなかった作品を展示し、表現の自由について問題提起をする展覧会であった。

しかしながら、企画展の展示内容の報道がなされて以降、事務局への抗議の電話等が殺到し、また、テロの予告または脅迫ととれる電話やFAX、メールが寄せられ、中には対応した職員に対する個人攻撃をほのめかすものも存在したとのことである。このため、あいちトリエンナーレ実行委員会は、芸術祭全体の円滑な運営、安心安全が危惧されることを理由に、開始3日後に「表現の不自由展・その後」の展示を中止し、その後、展示が再開される令和元年10月7日までの2か月以上にわたり展示が中断されることとなった。

- 2 憲法21条が保障する表現の自由は、個人が表現活動を通じて自己の人格を形成・発展させる自己実現のための個人的価値であるとともに、自由な表現活動によって多様な価値観が認められる社会を形成・維持するという社会的価値を有する重要な権利である。そして、民主主義社会にとっては、政治的表現を含む多種多様な芸術活動が保障されることが必要不可欠である。

自己の意に沿わないことを理由として表現の機会を奪うことを容認すれば、表現活動の萎縮が拡がり、言論・表現の多様性が損なわれることは、表現の自由の重要性を認識する多くの国民が承知するところである。

当然ながら、企画展の展示やシンポジウムに反対する意見を述べ、反対の意思を表明する自由も同様に保障されているが、反対意見をもつ者は対抗言論によるべきであり、脅迫などの犯罪行為や公権力を有する政治家の介入などにより、表現の自由が妨害され、萎縮することは些かもあってはならない。

今回、大会事務局に寄せられた意見は、自己の意に沿わない言論や作品に対し圧力をもってその意思を実現しようとするものであり、表現の自由に対する重大な脅威を与える行為である。とりわけ違法な暴力や脅迫の意思を表して排除しようとした行為は、決して許される行為ではない。

大会実行委員長である大村知事が、芸術祭及び県政の責任者として来場者や職員の生命身体の安全に配慮する責任がある立場から、展示中止の選択をせざるを得なかった事情は十分に理解できるところではあるが、圧力に屈せず、来館者や職員の安全を確保する措置を講じた上で、展示を継続していただきたかったと感じるところではある。2か月後に展示を再開できたことに鑑みればなおさらの感がある。とはいえ、2か月後には展示を再開できたことは評価できるところである。

- 3 企画展を巡っては、同実行委員会会長代行であった河村たかし名古屋市長が、会長である愛知県知事に対し、展示中止発表の前日に「日本国民の心を踏みにじる行為で、行政の立場を超えた展示が行われている」などとして「展示中止を含めた適切な措置」を求める抗議文を提出し、作品の展示を即刻中止するよう求めた。

上記の河村市長の発言は、実行委員会会長代行としての発言とはいえ、市長という公権力を扱う立場にある者が、作品の表現内容を理由として展示中止を求めた行為であり、市民の表現活動に重大な萎縮効果をもたらすものである。河村市長の発言は、その立場を考えても、表現活動に重大な脅威であり、極めて軽率であると指摘せざるを得ない。

- 4 また、文化庁は、同企画展の展示中止後で、再開に先立つ令和元年9月26日、すでに愛知県が申請し、採択が決定していた企画展の補助金の交付に関し、「愛知県は、展覧会の開催に当たり、来場者を含め展示会場の安全や事業の円滑な運営を脅かすような重大な事実を認識していたにもかかわらず、それらの事実を申告することなく採択の決定通知を受領した上、補助金交付申請書を提出し、その後の審査段階においても、文化庁から問合せを受けるまでそれらの事実を申告」しなかったことを理由に、補助金の全額を不交付とした。

この文化庁の対応は、展示内容そのものを理由としてはいないものの、実質的には、言論・作品に対する脅迫等がなされる可能性があるかについて調査させ、申告させる義務を、新たに補助金の交付要件として課したと見ざるを得ない。かような手続が容認されれば、展覧会の主催者は、逐一、展示する表現物ごとに脅迫等がなされる可能性を検討しなくてはならなくなり、結果として、自由な表現活動を阻害することにつながってしまう。文化庁の対応は不適切であると指摘せざるを得ない。

5 当会は、民主主義社会において、表現内容を理由とした犯罪行為や多数の反対意見によって表現活動を妨害することに断固として反対し、表現内容に対する反対意見の存在のみを理由とした表現活動の中止、並びに、表現活動に萎縮効果をもたらす公権力の介入に反対することを確認し、思想信条のいかんにかかわらず、多様な表現の自由が保障される社会の確立を目指して、今後も積極的に努力を重ねていく決意を表明する。